

# 事業の概要

担当課：道路整備課

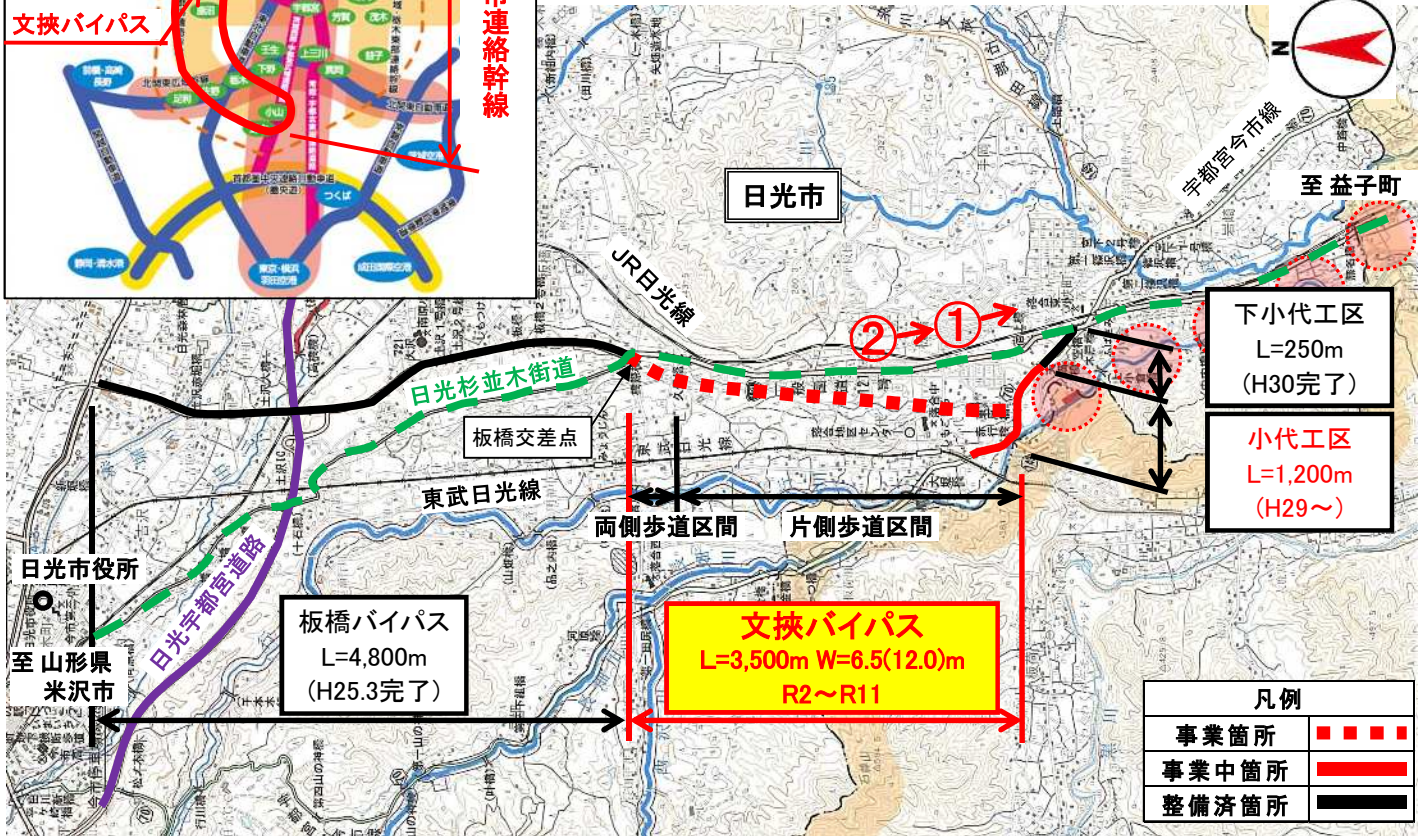
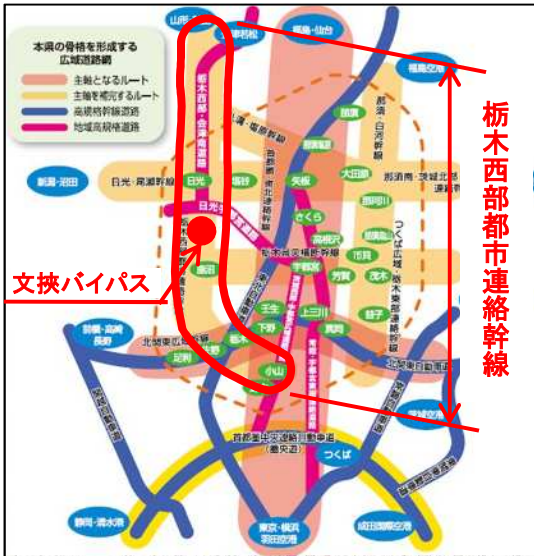
事業名	快適で安全な道づくり事業		事業主体	栃木県	
事業箇所	一般国道121号 文挾 <sup>ふばさみ</sup> バイパス 日光市 <sup>ふばさみ</sup> 文挾				
<b>事業の目的、事業発案の経緯・背景</b> 一般国道121号は、山形県米沢市を起点とし、本県の日光市を経て益子町に至る主要な幹線道路である。特に、本県においては、県西部地域を縦断する「栃木西部都市連絡幹線」として、沿線地域の産業や経済を支えるとともに、本事業区間の現道は「日光杉並木街道」として国の特別史跡と特別天然記念物の二重指定を受けている。 しかしながら、本事業区間は、交通量が約1万2,000台/日と多いにもかかわらず、道路幅員が狭小(5.3m)であることから、大型車同士のすれ違いが困難であるとともに、交差点には右折車線がないことから朝夕を中心に渋滞が発生しており、安全で円滑な通行に支障を来している。また、日光杉並木に対しても、交通量の増加に伴う排気ガスや振動等により健全な成育に重大な影響を与えている。 このため、本事業は、既に整備が完了している板橋交差点から県道宇都宮今市線間のバイパス(L=3,500m)を整備することで、地域間の連携・交流を強化するとともに、現道の通過交通を排除することで日光杉並木街道の保全を図るものである。					
<b>事業内容</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>車線数は、将来交通量を見据え2車線とする。</li> <li>ルートは、日光杉並木街道を保全するため、現道を迂回するバイパス形式とする。</li> </ul>					
<ul style="list-style-type: none"> <li>総延長：3,500m</li> <li>計画交通量：9,000台/日(令和12年度)</li> <li>道路区分：第3種第2級</li> <li>車線数：2車線</li> <li>標準幅員：12.0m(車道6.5m、歩道2.5m×1、自転車通行帯1.5m×2) ※北側500m区間は、バイパス沿線の人家状況を考慮し、両側歩道(全幅14.5m)とする。</li> </ul>					
事業予定期間	令和2年度～令和11年度		事業見込額及び内訳	総事業費	約25億円
	用地調査：令和2年度～ 用地取得：令和2年度～令和8年度 工事実施：令和4年度～令和11年度			事業費内訳 測量設計費：約1億円 用地補償費：約7億円 工事費：約17億円	
			財源内訳	国費：50% 県費：50%	
<b>事業概要図</b> 別紙記載					
<b>県計画への位置付け</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「とちぎ元気発信プラン」：コリドールネットワーク(歴史ふれあいサブコリドール)に位置付けられている。</li> <li>「県土づくりプラン2016」：産業や物流の効率化を支える広域幹線道路網の強化として位置づけられている。</li> <li>「とちぎみちづくり構想」：栃木西部都市連絡幹線に位置づけられている。</li> <li>「とちぎ道づくりプログラム」：県内各拠点を結ぶ交通ネットワークの充実・強化【前期5年着手】として位置づけられている。</li> <li>「栃木県地域防災計画」：第1次緊急輸送道路に指定されている。</li> <li>「日光都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」：広域的な移動や連携の促進を図る広域連携軸に位置づけられている。</li> <li>日光杉並木街道保存活用計画：バイパス整備が保存活用施策の一つとして位置づけられている。</li> </ul>					
<b>他計画・他事業との関連</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>日光市都市計画マスタープラン：広域的な連携を図る広域連携(交流)道路として位置づけられている。</li> </ul>					

# 事業の評価

評 価 の 視 点	1. 事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域道路（栃木西部都市連絡幹線）としての道路機能の向上（バイパス）を図る必要があること。</li> <li>・第1次緊急輸送道路としての防災機能の強化（バイパス）を図る必要があること。</li> <li>・日光杉並木街道の生育環境の改善（現道交通の低減）を図る必要があること。</li> </ul>
	2. 事業の適時性 (今事業に着手する理由等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでに本工区の北側約 4.8 kmのバイパス整備を完了させたところであり、本工区についても整備に着手し、投資効果を高める必要がある。</li> </ul>
	3. 事業の適地性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルートは、日光杉並木街道を保全するため、現道を西側に迂回するバイパスとした。</li> </ul>
	4. 事業手法の適切性 (県が事業主体となる理由等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道121号のバイパス道路であり、道路管理者として県が事業を実施する。</li> </ul>
	5. 事業により予想される効果及び影響  <ul style="list-style-type: none"> <li>・機能的な効果</li> <li>・経済的な効果</li> <li>・他計画、他事業への波及効果</li> <li>・環境への影響など</li> </ul>	<p>○投資効果 費用便益比 (B/C) 2.1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総便益 (B) 43.1億円 ※供用後50年間の効果を金銭に換算したものの走行時間短縮(39.5)、走行経費減少(3.5)、交通事故減少(0.1)</li> <li>・総費用 (C) 21.1億円 ※建設費と供用後50年間の維持管理費を含む</li> </ul> <p>○栃木西部都市連絡幹線の一部が形成され、広域的な連携・交流の促進と産業・経済への支援強化が図られる。</p> <p>○災害時の救援活動や物資輸送に資する緊急輸送道路としての機能が強化される。</p> <p>○現道から通過交通が排除され、日光杉並木街道の保全が図られる。</p>
	6. 事業コスト縮減等の可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・側溝を無蓋化することにより蓋版補修等の維持管理コスト縮減を図る。</li> <li>・再生材の利用や建設発生土の公共事業間流用に努め、コスト縮減を図る。</li> </ul>
事業の対応方針(案)		本事業については、令和2年度より着手する。

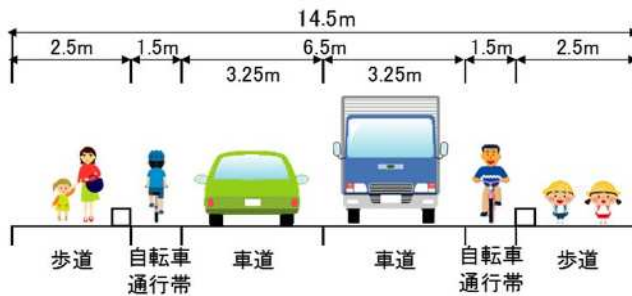
# 事業概要図

広域道路網マスタープラン

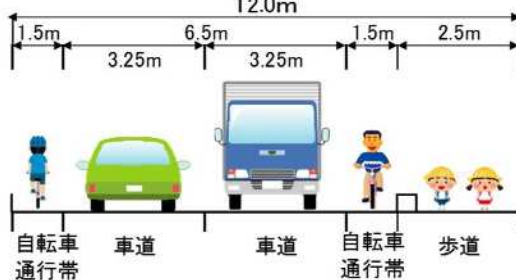


【標準横断面図】

両側歩道区間  
(北側から500mのみ)



片側歩道区間



①幅員狭小で歩道が未整備



②交差点部には右折レーンがなく渋滞が発生

